

「教師不足」に関する実態調査



令和4年1月



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

1 調査概要

<調査概要・目的>

臨時的任用教員等の確保ができず学校へ配置する教師の数に欠員が生じる「教師不足」に関して、年度当初における全国的な実態を把握するため実態調査を実施。

<調査対象・調査時点>

67都道府県・指定都市教育委員会及び大阪府豊能地区教職員人事協議会(計68)
令和3年度始業日時点 及び 令和3年5月1日時点の2時点

<調査対象の学校種>

公立の小学校(※1)・中学校(※2)・高等学校(※3)・特別支援学校(※4)

※1:義務教育学校前期課程を含む。

※2:義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を含む。

※3:中等教育学校後期課程を含む。

※4:専攻科、別科除く。

<本調査における教員の定義>

校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師を対象とする。

※1:正規教員、臨時的任用教員、非常勤講師(会計年度任用職員)、再任用教員(フルタイム・短時間)をすべて含む。

※2:義務標準法、高校標準法の教職員定数に含まれる者を対象とすることとし、そのうち産休・育休者等を除き、産休・育休者等の代替者を加えている。

※3:養護教諭等、栄養教諭等は調査の対象から除いている。

1 調査概要～集計結果のポイント～

＜本調査における「教師不足」の定義＞

- ・ 臨時的任用教員等の講師の確保ができず、実際に学校に配置されている教師の数が、各都道府県・指定都市等の教育委員会において学校に配置することとしている教師の数(配当数)を満たしておらず欠員が生じる状態を指す。

(注1)「学校に配置することとしている教師の数(配当数)」は、義務標準法等に基づき算定される教職員定数ではなく、各都道府県・指定都市等の教育委員会において学校に配置することとしている教師の数。なお、都道府県・指定都市等の教育委員会独自で置く定数を含むが、域内の市(指定都市を除く。)町村教育委員会等独自で置く定数は含まない。

(注2)「教師不足」は義務標準法等に基づき算定される教職員定数の標準に対する教職員の配置状況を指すものではない。

＜各学校種における「教師不足」の概要＞[2(1)参照]

- ・ 令和3年度始業日時点の小・中学校の「教師不足」人数(不足率)は合計2,086人(0.35%)、5月1日時点では1,701人(0.28%)。なお、義務標準法に基づき算定される小・中学校の教職員定数に対する充足率は、全国平均で101.8%。
- ・ 高等学校の「教師不足」人数は始業日に217人(0.14%)、5月1日時点で159人(0.10%)。
- ・ 特別支援学校の「教師不足」人数は始業日に255人(0.32%)、5月1日時点で205人(0.26%)。

＜小学校の学級担任の代替状況＞[2(4)参照]

- ・ 学級担任を担当すべき教師が不足している場合に、学級担任がないという状況を避けるため、本来担任ではない職務の教師が学級担任を代替しているケースは474件。このような場合に学級担任を代替している主なものは、①指導体制の充実のために配置を予定していた教員(少人数指導のために配置された教員など)143件と②主幹教諭・指導教諭・教務主任が205件。
- ・ 生徒指導の充実のため配置された教師(37件)や管理職が代替するケース(53件)も存在。

＜中学校・高等学校の「教科担任不足」の状況＞[2(5)参照]

- ・ 当該教科の教師がいないことにより当該教科の必要な授業を行えていない例は、5月1日時点で中学校16校、高等学校5校。ただし、教育委員会に対し聞き取りを行ったところ5月中には概ね解消、遅くとも7月時点ではすべて解消。

＜「教師不足」の要因(教育委員会へのアンケート結果)＞[3参照]

- ・ 産休・育休、病休者数の増加、特別支援学級数の増加により、必要な臨時的任用教員が見込みより増加したこと、また、採用者数の増加に伴い、講師名簿登録者がすでに正規採用されたことにより、講師名簿登録者数が減少していることが大きな要因。

2 (1)「教師不足」の状況一概要

- ✓ 学校に配当されている教員定数に対する「教師不足」の割合は高等学校が最も低く0.1%、他は小学校は0.26%、中学校は0.33%、特別支援学校は0.26%となっている<R3.5.1>。
- ✓ 始業日時点から5月1日時点の間においても、都道府県・指定都市等の人材確保の取組により不足数は小中合計で見ると0.07ポイント改善。

(1)「教師不足」の状況（5月1日時点）

| 学校種 | 学校に配置されている教師の数 (A) | 学校に配当されている定数 (B) | 不足 (C) | 不足率 (C/B) | 全体の学校数 (D) | 教師不足が生じている 学校数(E) | 割合 (E/D) |
|--------|-----------------------|---------------------|-----------|--------------|---------------|----------------------|-------------|
| 小学校 | 379,598 | 380,198 | 979 | 0.26% | 18,991 | 794 | 4.2% |
| 中学校 | 218,504 | 219,123 | 722 | 0.33% | 9,324 | 556 | 6.0% |
| 小中学校合計 | 598,102 | 599,321 | 1,701 | 0.28% | 28,315 | 1,350 | 4.8% |
| 高等学校 | 159,688 | 159,837 | 159 | 0.10% | 3,502 | 121 | 3.5% |
| 特別支援学校 | 78,474 | 78,632 | 205 | 0.26% | 1,086 | 120 | 11.0% |
| 合計 | 836,264 | 837,790 | 2,065 | 0.25% | 32,903 | 1,591 | 4.8% |

(参考)「教師不足」の状況（始業日時点）

| 学校種 | 学校に配置されている教師の数 (A) | 学校に配当されている定数 (B) | 不足 (C) | 不足率 (C/B) | 全体の学校数 (D) | 教師不足が生じている 学校数(E) | 割合 (E/D) |
|--------|-----------------------|---------------------|-----------|--------------|---------------|----------------------|-------------|
| 小学校 | 378,481 | 379,345 | 1,218 | 0.32% | 18,991 | 937 | 4.9% |
| 中学校 | 217,856 | 218,641 | 868 | 0.40% | 9,324 | 649 | 7.0% |
| 小中学校合計 | 596,337 | 597,986 | 2,086 | 0.35% | 28,315 | 1,586 | 5.6% |
| 高等学校 | 159,368 | 159,576 | 217 | 0.14% | 3,502 | 169 | 4.8% |
| 特別支援学校 | 78,309 | 78,517 | 255 | 0.32% | 1,086 | 142 | 13.1% |
| 合計 | 834,014 | 836,079 | 2,558 | 0.31% | 32,903 | 1,897 | 5.8% |

(注1) 「学校に配置されている教師の数」は、正規教員・臨時的任用教員・非常勤講師・再任用教員の人数（養護教諭・栄養教諭等を除く）。なお、「非常勤講師」、「再任用教員（短時間）」は、フルタイム勤務に対する勤務時間数に応じた人数（換算数）として計算している。

(注2) 「学校に配当されている定数」は、義務標準法等に基づき算定される教職員定数ではなく、各都道府県・指定都市等の教育委員会において学校に配置することとしている教師の数。なお、都道府県・指定都市等の教育委員会独自で置く定数を含むが、域内の市（指定都市を除く。）町村教育委員会等独自で置く定数は含まない。

(注3) 「非常勤講師」、「再任用教員（短時間）」は、それぞれ始業日、5月1日時点に在籍する者を対象とする。

(注4) 本校・分校それぞれ別の学校として計上し、また、児童生徒が在籍していない学校は除く。

(注5) 一部の自治体では当初配置を予定していた教員定数を上回って教師を配置しており、この場合は不足数を「0」として計算。そのため、上記において、(B-A)と「不足(C)」が一致しない。

2 (1)「教師不足」の状況一州市別の状況(小学校)

- ✓ 5月1日時点での各教育委員会における「教師不足」の状況。
- ✓ 小学校の「教師不足」人数の合計は979人で0.26%。学校数で見れば794校。

(注1)「義務標準法に基づく充足率」は、義務標準法(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律)に基づき算定される小中学校の定数に対する、校長・教諭等の充足率であり、全国平均は101.8%。

(注2)「不足学校数」は1名以上の不足が発生している学校数を計上している。

| 区分 | 不足人数 | 不足学校数 | 不足率 | (参考) 義務標準法に基 づく充足率 | 区分 | 不足人数 | 不足学校数 | 不足率 | (参考) 義務標準法に基 づく充足率 | 区分 | 不足人数 | 不足学校数 | 不足率 | (参考) 義務標準法に基 づく充足率 |
|------|------|-------|-------|--------------------------|------|------|-------|-------|--------------------------|-------|------|-------|-------|--------------------------|
| 北海道 | 18 | 13 | 0.14% | 101.9% | 三重県 | 6 | 5 | 0.10% | 104.3% | 沖縄県 | 6 | 6 | 0.10% | 99.6% |
| 青森県 | 13 | 11 | 0.32% | 102.2% | 滋賀県 | 5 | 5 | 0.10% | 104.7% | 札幌市 | 24 | 22 | 0.52% | 101.4% |
| 岩手県 | 1 | 1 | 0.02% | 99.7% | 京都府 | 14 | 12 | 0.36% | 102.7% | 仙台市 | 5 | 5 | 0.17% | 105.2% |
| 宮城県 | 19 | 14 | 0.45% | 99.8% | 大阪府 | 60 | 53 | 0.44% | 99.9% | さいたま市 | 0 | 0 | 0.00% | 101.1% |
| 秋田県 | 2 | 2 | 0.07% | 102.6% | 兵庫県 | 22 | 13 | 0.18% | 101.9% | 千葉市 | 0 | 0 | 0.00% | 101.0% |
| 山形県 | 0 | 0 | 0.00% | 102.6% | 奈良県 | 8 | 3 | 0.18% | 101.1% | 横浜市 | 12 | 12 | 0.13% | 103.2% |
| 福島県 | 52 | 50 | 0.85% | 101.4% | 和歌山県 | 0 | 0 | 0.00% | 101.4% | 川崎市 | 4 | 4 | 0.11% | 104.0% |
| 茨城県 | 58 | 57 | 0.64% | 101.2% | 鳥取県 | 19 | 11 | 0.81% | 109.5% | 相模原市 | 10 | 10 | 0.55% | 99.1% |
| 栃木県 | 22 | 20 | 0.35% | 101.4% | 島根県 | 42 | 13 | 1.46% | 103.3% | 新潟市 | 1 | 1 | 0.05% | 100.0% |
| 群馬県 | 0 | 0 | 0.00% | 101.3% | 岡山県 | 1 | 1 | 0.02% | 102.2% | 静岡市 | 4 | 4 | 0.24% | 100.7% |
| 埼玉県 | 67 | 57 | 0.43% | 100.2% | 広島県 | 4 | 0 | 0.08% | 100.0% | 浜松市 | 1 | 1 | 0.04% | 99.9% |
| 千葉県 | 91 | 84 | 0.64% | 100.0% | 山口県 | 0 | 0 | 0.00% | 99.7% | 名古屋市 | 0 | 0 | 0.00% | 103.9% |
| 東京都 | 0 | 0 | 0.00% | 108.2% | 徳島県 | 2 | 2 | 0.08% | 99.5% | 京都市 | 3 | 3 | 0.09% | 104.9% |
| 神奈川県 | 45 | 14 | 0.52% | 104.1% | 香川県 | 8 | 6 | 0.26% | 101.1% | 大阪市 | 0 | 0 | 0.00% | 102.9% |
| 新潟県 | 0 | 0 | 0.00% | 100.3% | 愛媛県 | 15 | 15 | 0.34% | 100.7% | 堺市 | 9 | 3 | 0.38% | 100.4% |
| 富山県 | 10 | 10 | 0.31% | 100.2% | 高知県 | 3 | 3 | 0.12% | 100.0% | 神戸市 | 2 | 2 | 0.05% | 104.8% |
| 石川県 | 1 | 1 | 0.03% | 100.3% | 福岡県 | 69 | 61 | 0.70% | 100.0% | 岡山市 | 1 | 0 | 0.05% | 100.8% |
| 福井県 | 7 | 7 | 0.26% | 102.8% | 佐賀県 | 8 | 8 | 0.25% | 101.4% | 広島市 | 3 | 3 | 0.09% | 103.7% |
| 山梨県 | 1 | 1 | 0.03% | 99.9% | 長崎県 | 41 | 41 | 0.78% | 98.3% | 北九州市 | 3 | 3 | 0.11% | 101.8% |
| 長野県 | 2 | 2 | 0.03% | 100.0% | 熊本県 | 36 | 35 | 0.88% | 99.4% | 福岡市 | 0 | 0 | 0.00% | 101.4% |
| 岐阜県 | 9 | 9 | 0.14% | 99.1% | 大分県 | 15 | 15 | 0.39% | 99.6% | 熊本市 | 2 | 2 | 0.09% | 100.1% |
| 静岡県 | 10 | 10 | 0.16% | 100.5% | 宮崎県 | 4 | 2 | 0.10% | 100.5% | 豊能地区 | 3 | 3 | 0.13% | - |
| 愛知県 | 57 | 26 | 0.35% | 101.7% | 鹿児島県 | 19 | 17 | 0.28% | 99.8% | 合計 | 979 | 794 | 0.26% | 101.8% |

2 (1)「教師不足」の状況一州市別の状況(中学校)

- ✓ 5月1日時点での各教育委員会における「教師不足」の状況。
- ✓ 中学校の「教師不足」人数の合計は722人で0.33%。学校数で見れば556校。

(注1)「義務標準法に基づく充足率」は、義務標準法(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律)に基づき算定される小中学校の定数に対する、校長・教諭等の充足率であり、全国平均は101.8%。

(注2)「不足学校数」は1名以上の不足が発生している学校数を計上している。

| 区分 | 不足人数 | 不足学校数 | 不足率 | (参考) 義務標準法に基 づく充足率 | 区分 | 不足人数 | 不足学校数 | 不足率 | (参考) 義務標準法に基 づく充足率 | 区分 | 不足人数 | 不足学校数 | 不足率 | (参考) 義務標準法に基 づく充足率 |
|------|------|-------|-------|--------------------------|------|------|-------|-------|--------------------------|-------|------|-------|-------|--------------------------|
| 北海道 | 18 | 8 | 0.23% | 101.9% | 三重県 | 7 | 7 | 0.20% | 104.3% | 沖縄県 | 7 | 7 | 0.19% | 99.6% |
| 青森県 | 4 | 3 | 0.15% | 102.2% | 滋賀県 | 6 | 6 | 0.21% | 104.7% | 札幌市 | 3 | 1 | 0.11% | 101.4% |
| 岩手県 | 0 | 0 | 0.00% | 99.7% | 京都府 | 6 | 2 | 0.25% | 102.7% | 仙台市 | 9 | 9 | 0.49% | 105.2% |
| 宮城県 | 8 | 7 | 0.31% | 99.8% | 大阪府 | 50 | 38 | 0.62% | 99.9% | さいたま市 | 1 | 1 | 0.05% | 101.1% |
| 秋田県 | 0 | 0 | 0.00% | 102.6% | 兵庫県 | 57 | 32 | 0.83% | 101.9% | 千葉市 | 0 | 0 | 0.00% | 101.0% |
| 山形県 | 0 | 0 | 0.00% | 102.6% | 奈良県 | 11 | 7 | 0.45% | 101.1% | 横浜市 | 1 | 1 | 0.02% | 103.2% |
| 福島県 | 22 | 18 | 0.57% | 101.4% | 和歌山県 | 0 | 0 | 0.00% | 101.4% | 川崎市 | 2 | 2 | 0.11% | 104.0% |
| 茨城県 | 55 | 54 | 1.00% | 101.2% | 鳥取県 | 5 | 1 | 0.38% | 109.5% | 相模原市 | 4 | 3 | 0.37% | 99.1% |
| 栃木県 | 7 | 6 | 0.19% | 101.4% | 島根県 | 12 | 4 | 0.70% | 103.3% | 新潟市 | 3 | 2 | 0.22% | 100.0% |
| 群馬県 | 1 | 1 | 0.03% | 101.3% | 岡山県 | 1 | 1 | 0.04% | 102.2% | 静岡市 | 0 | 0 | 0.00% | 100.7% |
| 埼玉県 | 40 | 40 | 0.44% | 100.2% | 広島県 | 4 | 0 | 0.13% | 100.0% | 浜松市 | 2 | 2 | 0.15% | 99.9% |
| 千葉県 | 33 | 31 | 0.41% | 100.0% | 山口県 | 6 | 6 | 0.22% | 99.7% | 名古屋市 | 0 | 0 | 0.00% | 103.9% |
| 東京都 | 0 | 0 | 0.00% | 108.2% | 徳島県 | 1 | 1 | 0.06% | 99.5% | 京都市 | 7 | 7 | 0.34% | 104.9% |
| 神奈川県 | 27 | 12 | 0.53% | 104.1% | 香川県 | 1 | 0 | 0.05% | 101.1% | 大阪市 | 0 | 0 | 0.00% | 102.9% |
| 新潟県 | 0 | 0 | 0.00% | 100.3% | 愛媛県 | 3 | 3 | 0.12% | 100.7% | 堺市 | 5 | 3 | 0.36% | 100.4% |
| 富山県 | 4 | 4 | 0.22% | 100.2% | 高知県 | 0 | 0 | 0.00% | 100.0% | 神戸市 | 0 | 0 | 0.00% | 104.8% |
| 石川県 | 1 | 1 | 0.05% | 100.3% | 福岡県 | 59 | 41 | 1.08% | 100.0% | 岡山市 | 1 | 1 | 0.08% | 100.8% |
| 福井県 | 7 | 7 | 0.42% | 102.8% | 佐賀県 | 12 | 10 | 0.59% | 101.4% | 広島市 | 1 | 1 | 0.05% | 103.7% |
| 山梨県 | 0 | 0 | 0.00% | 99.9% | 長崎県 | 38 | 38 | 1.25% | 98.3% | 北九州市 | 0 | 0 | 0.00% | 101.8% |
| 長野県 | 1 | 1 | 0.02% | 100.0% | 熊本県 | 42 | 28 | 1.77% | 99.4% | 福岡市 | 19 | 15 | 0.81% | 101.4% |
| 岐阜県 | 7 | 7 | 0.18% | 99.1% | 大分県 | 17 | 15 | 0.74% | 99.6% | 熊本市 | 5 | 4 | 0.39% | 100.1% |
| 静岡県 | 10 | 10 | 0.27% | 100.5% | 宮崎県 | 2 | 1 | 0.09% | 100.5% | 豊能地区 | 7 | 7 | 0.59% | - |
| 愛知県 | 50 | 30 | 0.53% | 101.7% | 鹿児島県 | 10 | 9 | 0.27% | 99.8% | 合計 | 722 | 556 | 0.33% | 101.8% |

2

(2) 学校に配置されている教員の雇用形態別内訳

(3) 小・中学校の学級担任の雇用形態別内訳

- ✓ 5月1日時点で学校に配置されている教員の雇用形態別内訳（上表）およびそのうち学級担任の雇用形態別内訳（下表）。
- ✓ 特別支援学級の学級担任について、臨時的任用教員の比率が通常学級より高い。

(2) 学校に配置されている教員の雇用形態別内訳（5月1日時点）

| 学校種 | 正規教員 | 再任用教員 | | 臨時的任用教員 | うち産休・育休代替教員等 | 非常勤講師 (会計年度任用職員) | 合計 |
|--------|---------------------|-------------------|------------------|--------------------|-------------------|---------------------|---------|
| | | フルタイム | 短時間 | | | | |
| 小学校 | 331,697 (87.38%) | 11,236 (2.96%) | 3,737 (0.98%) | 41,991 (11.06%) | 18,528 (4.88%) | 5,911 (1.56%) | 379,598 |
| 中学校 | 191,090 (87.45%) | 9,781 (4.48%) | 1,559 (0.71%) | 23,820 (10.90%) | 5,857 (2.68%) | 3,594 (1.64%) | 218,504 |
| 高等学校 | 143,067 (89.59%) | 11,211 (7.02%) | 2,000 (1.25%) | 11,092 (6.95%) | 2,687 (1.68%) | 5,529 (3.46%) | 159,688 |
| 特別支援学校 | 63,899 (81.43%) | 2,441 (3.11%) | 533 (0.68%) | 13,274 (16.92%) | 3,437 (4.38%) | 1,301 (1.66%) | 78,474 |

(3) 小・中学校の学級担任の雇用形態別内訳（5月1日時点）

| 学校種 | 正規教員 | 再任用教員 (フルタイム) | 臨時的任用教員 | うち産休・育休代替教員等 | その他 | 合計 |
|----------|---------------------|------------------|--------------------|------------------|---------------|---------|
| | | | | | | |
| うち特別支援学級 | 39,164 (76.17%) | 2,725 (5.30%) | 12,182 (23.69%) | 4,491 (8.73%) | 70 (0.14%) | 51,416 |
| 中学校の学級担任 | 101,750 (90.72%) | 2,266 (2.02%) | 10,402 (9.27%) | 2,131 (1.90%) | 8 (0.01%) | 112,160 |
| うち特別支援学級 | 16,750 (76.03%) | 1,435 (6.51%) | 5,276 (23.95%) | 914 (4.15%) | 4 (0.02%) | 22,030 |

(注1) 表中の () 内は合計に対する割合を表す。

(注2) 「うち産休・育休代替教員等」には産休代替教員、育児休業代替教員、配偶者同行休業代替教員の数を計上。

2 (4) 小学校の学級担任の代替状況

- ✓ 本来学級担任ではない役割の教師が学級担任を代替する「学級担任不足」の対応として配置している教師の本来の職務等についての内訳。
- ✓ 学級担任不足を代替しているのは①指導体制の充実のために配置を予定していた教員（143件）と②生徒指導の充実のため配置された教員（37件）、③主幹教諭・指導教諭・教務主任（205件）の他に④管理職が代替するケース（53件）も存在。

(4) 小学校の学級担任の代替状況（5月1日時点）

| | 小学校の学級担任の総数 | 本来の学級担任に教師不足が生じている人数 | 左記の内訳 | | | | | 左記が生じている学校数 |
|------------|-------------|----------------------|-------------------------------------|-----------------------------------|------------------|-------------|-------|-------------|
| | | | ① 指導方法工夫改善などの指導体制の充実のために配置を予定していた教員 | ② 児童生徒支援などの運営体制の充実のために配置を予定していた教員 | ③ 主幹教諭・指導教諭・教務主任 | ④ 校長・副校長・教頭 | ⑤ その他 | |
| 小学校の学級担任不足 | 268,201 | 474 (0.18%) | 143 | 37 | 205 | 53 | 36 | 367 |
| (うち特別支援学級) | 51,416 | 80 (0.16%) | 14 | 13 | 35 | 9 | 9 | 72 |

(注1) ①は、担任外教師のうち、少人数指導、習熟度別指導、チーム・ティーチングなどのきめ細かな指導や小学校における教科専門的な指導による指導方法改善のために配置された教員。

(注2) ②は、担任外教師のうち、いじめ、不登校や問題行動への対応、地域や学校の状況に応じた教育指導上特別な配慮が必要な児童生徒対応や学校マネジメント体制の強化のために配置された教員（管理職除く）。

(注3) ⑤のその他には、初任者研修に係る拠点校指導教員などを含む。

(5) 中学校の「教科担任不足」の状況

(6) 高等学校の「教科担任不足」の状況

✓ 中学校および高等学校において、学校に当該教科の教師がないことにより当該教科の必要な授業を行えていないという「教科担任不足」の発生している学校数。5月1日時点で授業が行えていない学校は中学校で16校、高等学校で5校。ただし、教育委員会に対し聞き取りを行ったところ、5月中には概ね解消、遅くとも7月時点ではすべて解消している。

(5) 中学校の「教科担任不足」の状況（5月1日時点）

| 担当教科 | 学校数 | 担当教科 | 学校数 |
|------|-----|-------------|-----|
| 国語 | 0 | 保健体育 | 0 |
| 社会 | 0 | 技術 | 1 |
| 数学 | 1 | 家庭 | 8 |
| 理科 | 1 | 外国語 (英語) | 1 |
| 音楽 | 2 | その他 | 0 |
| 美術 | 2 | 合計 | 16 |

※中学校全体は、9,324校。

(6) 高等学校の「教科担任不足」の状況（5月1日時点）

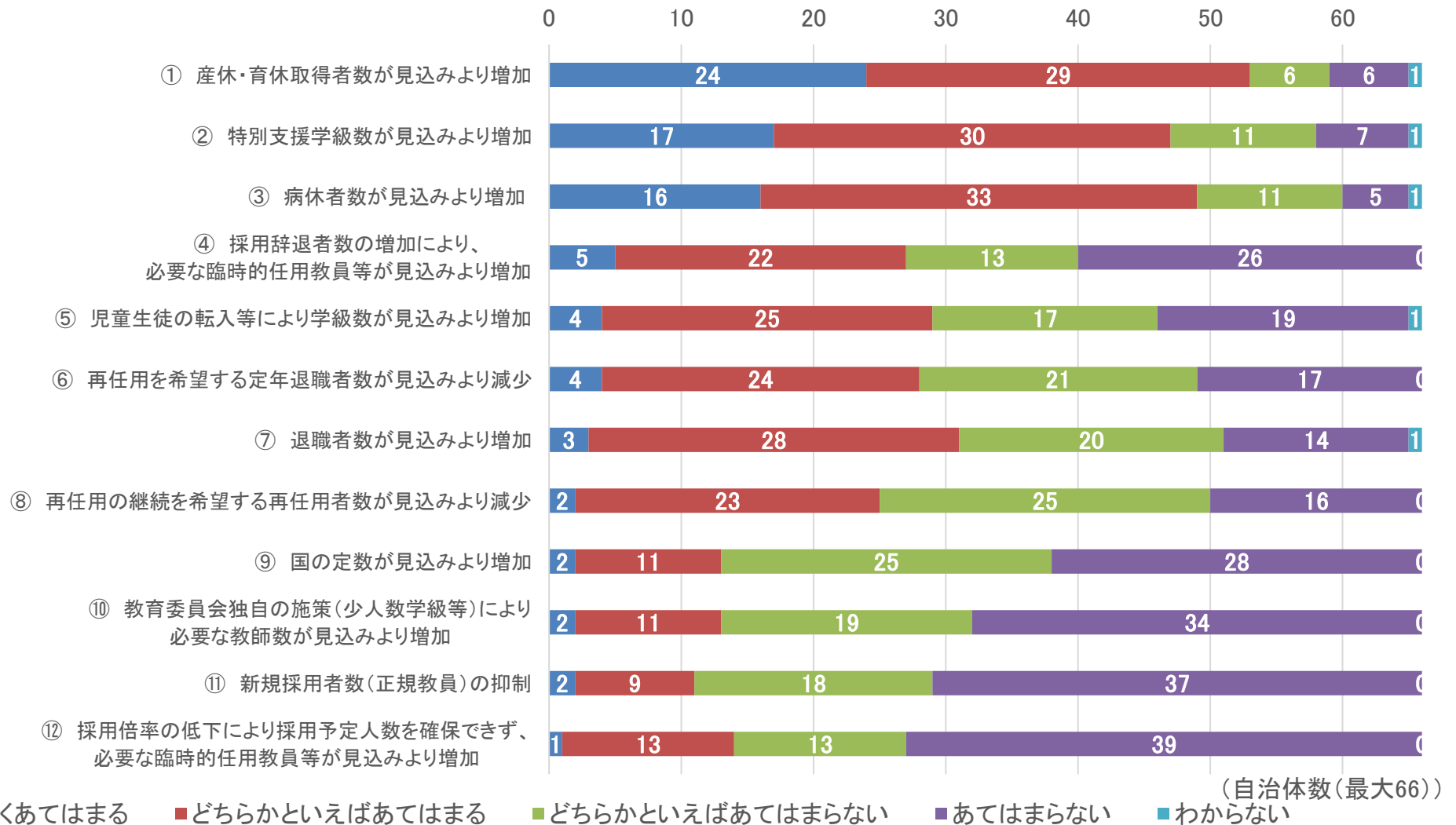
| 担当教科 | | 学校数 | 担当教科 | | 学校数 |
|-------------|-------------|-----|----------------------|-----|-----|
| 各学科に共通する各教科 | 国語 | 1 | 主として専門学科において開設される各教科 | 農業 | 0 |
| | 地理歴史 | 0 | | 工業 | 0 |
| | 公民 | 0 | | 商業 | 0 |
| | 数学 | 0 | | 水産 | 0 |
| | 理科 | 1 | | 家庭 | 0 |
| | 保健体育 | 1 | | 看護 | 0 |
| | 芸術 | 0 | | 情報 | 0 |
| | 外国語 (英語) | 0 | | 福祉 | 0 |
| | 家庭 | 2 | | その他 | 0 |
| | 情報 | 0 | | 合計 | 5 |

※高等学校全体は、3,502校。

3 「教師不足」の要因 ①見込み数以上の必要教師数の増加

- 「教師不足」の発生要因として各教育委員会が認識している事項についてアンケート調査。
- 見込み以上の必要教師数の増加の観点からは、特に①産休・育休取得者数、②特別支援学級数の増加、③病休者数の増加により必要となる臨時的任用教員が見込みより増加したことが要因として認識されている。この傾向は令和元年度に文部科学省において一部の自治体に対して行ったヒアリング調査と同様。

教師の確保の状況に関するアンケート結果①



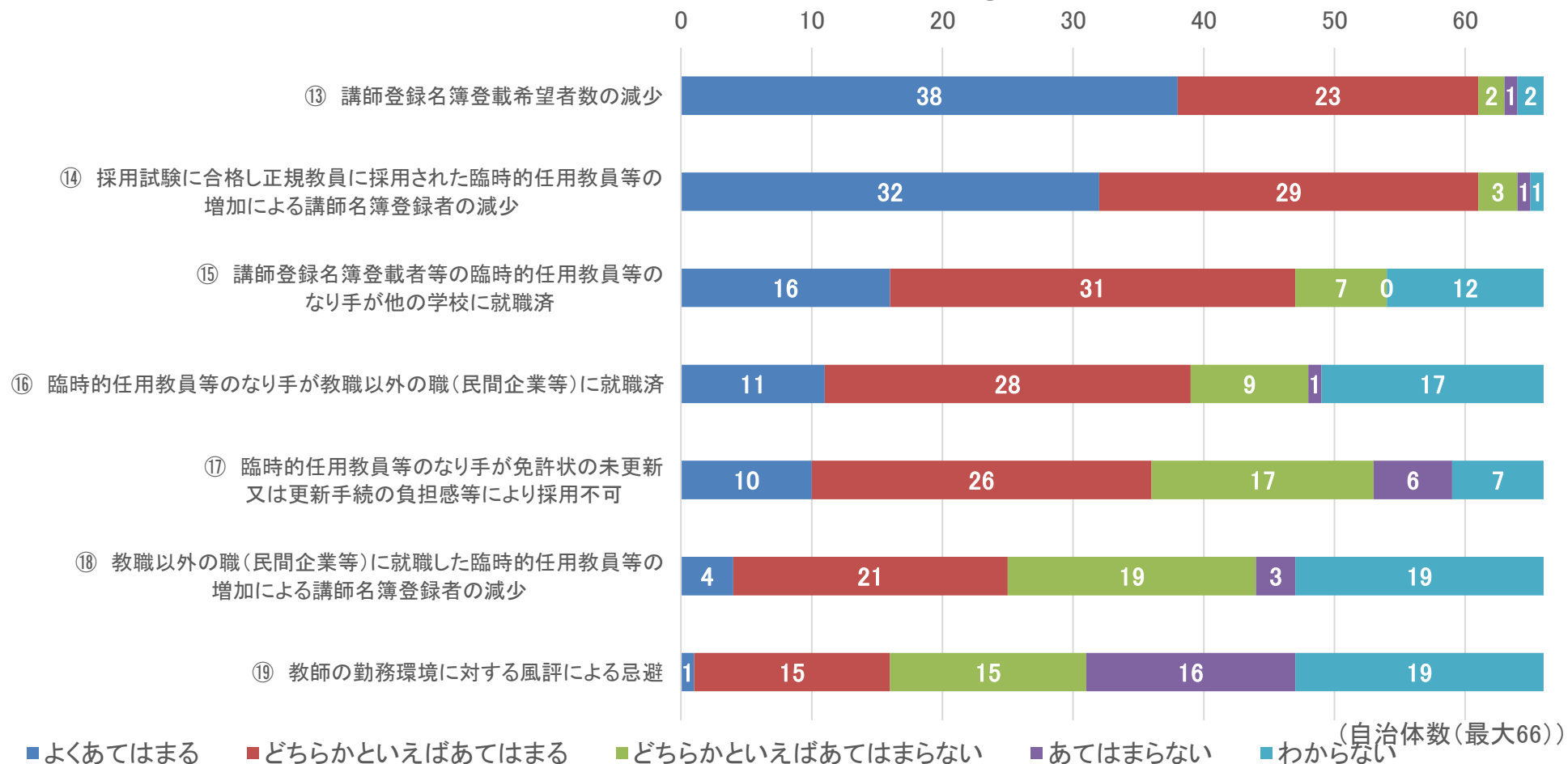
(注)年度当初の「教師不足」の発生していない一部の自治体については回答なし。

3

「教師不足」の要因 ② 臨時的任用教員のなり手不足

- 臨時的任用教員のなり手不足の観点からは、⑬講師名簿登録者数の減少が最も多く、また、⑭もともと臨時的任用教員として勤務していた者の正規採用が進んだこと、⑮臨時的任用教員のなり手がすでに他の学校や⑯民間企業等に就職済であることによる、講師名簿登録者の減少が顕著。
- また、⑰講師名簿登録者や退職教員が教員免許状を更新しておらず失効した、もしくは更新手続きの負担により更新がなされていないことにより採用ができなかったり本人が辞退するケースも半分以上の自治体で要因として認識。

教師の確保の状況に関するアンケート結果②



(注)年度当初の「教師不足」の発生していない一部の自治体については回答なし。

4 教師の確保に向けた取組①

(1) 各教育委員会における取組

複数年を見越した計画的な採用

各自治体によって、具体的な目標を設定し採用者数を平準化させつつ、講師数の調整を図りながら、計画的に新規採用者数及び講師数を管理している。多くの自治体において5年から10年先までの採用計画の策定を行っている。

(神戸市) 35人学級による教員定数の増加や、特別支援学級数の増減等の予測を反映させた5カ年の採用計画を作成している。

講師登録者数の増加に向けた具体的取組

自治体独自にポスターやチラシ、リーフレット、HP、メディア、民間求人サイト等を活用した広報活動を行っている。また、自治体独自の人材バンクの設置や、教員採用試験において1次選考から講師登録名簿の案内を行ったり、講師経験を有する者への特別選考を行っている自治体もある。

(仙台市、神戸市他) 教員採用選考試験において育児休業代替任期付き教員の採用選考を実施している。

年齢構成に鑑みた採用・配置・人事面の取組

年齢制限の拡大・撤廃を図り、特にミドルリーダーとなり得る30代～40代の採用に向けた積極的な広報を行っている。また、再任用希望調査等を早い段階から行い、採用見込み数を数年先まで算出している自治体もある。

(山梨県) 55歳以上の教職員に再任用希望のアンケートを実施し、実態把握をするとともに、学校訪問などを通じて積極的な働きかけをしている。

大学等との連携

各自治体及び隣接した自治体に設置された大学と連携し、インターンシップ事業やいわゆる教師養成塾の取組を展開したり、教師の魅力を伝えるための講座等を行っている。大学推薦枠を設け、教育委員会と大学における連携の強化を図る自治体もある。

(鳥根県・鳥取県) 鳥根大学及び鳥根・鳥取県教育委員会で連携を図り、教育・研修システムの構築を図っている。

(福岡市) 4年度より協定締結大学の現役学生について、教育実習評価と大学からの推薦に基づく特別選考を導入予定。

4 教師の確保に向けた取組②

文部科学省による「学校・子供応援サポーター人材バンク」等の活用

34の自治体（68都道府県市中）が、「学校・子供応援サポーター人材バンク」の活用により臨時的任用教員等の確保につなげている。

（京都市）常勤講師：3名（中学校：英語1名、特別支援学校：社会1名、小学校：栄養1名）非常勤講師：19名（小学校：8名、中学校：国語1名、数学1名、英語1名、高等学校：国語1名、地歴2名、理科2名、特別支援学校3名）

域内において「教師不足」の偏在が生じている状況と要因、対応策

5割以上（68県市中39が「有」と回答）の自治体が教師不足の偏在が生じていると回答しており、地域の実態に応じて、地域採用枠の設定や人事異動の広域化等の対応策を講じている。

（長野県）令和2年度から「ブロックの採用数を設定した採用」を行っている。

（鹿児島県）次年度任用希望者を募る際、離島や離島以外の小規模校でも勤める意思がある方を把握し、臨時的任用教員確保の難しい地区や学校に配置するように努める。

(2) 文部科学省における取組

本調査により、各都道府県・指定都市教育委員会別の「教師不足」の状況を公表するとともに、教育委員会における教師の確保に向けた取組事例を幅広く共有する。その上で文部科学省として、

- 公立学校教員採用選考試験における取組の収集・発信
- 文部科学省による「学校・子供応援サポーター人材バンク」等を通じた講師のなり手確保に向けた取組
- 学校における働き方改革の推進など勤務環境の改善を含めた教職の魅力向上

といった取組を引き続き推進していく。

併せて、教員免許状を保有しているものの、長らく教壇に立っていない者が教職を志す際に、教壇に立つ上で必要な知識技能の刷新を図り、スムーズな入職を支援できるよう、オンラインで利用のできる学習コンテンツの開発を行う（令和4年度予算案措置）。

これらの取組に加え現在、中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』を担う教師の在り方特別部会」において、教師の養成・採用・研修に関する検討を行っているところ、議論を踏まえ引き続き質の高い教職員集団の実現に向けた必要な政策を行っていく。